

パブリックコメント実施結果
(品川区総合実施計画に寄せられたご意見と区の考え方)

No.	ご意見	区の考え方
1-1	1. ジェンダー平等推進における啓発活動の課題と提案 条例の周知啓発のためのイベントや講座の開催、啓発誌やリーフレットの作成は、重要な取り組みです。確かに、図書館や区役所などで、リーフレットなどが置かれているのを見かけます。しかし、その配布手段を工夫しないと、既にジェンダー問題に関心のある層にしか届かない可能性があるかと懸念します。実効性のある啓発活動とするためには、ジェンダーを問題として認識していない層にどのように届けるかが大切だと思います。 従来の啓発誌やリーフレットだけだと、どうしても軽く一読してそれっきりということになりがちだと思います。女性の起業や再就職支援などのリーフレットも区の施設では見かけますが、それ以外ではなかなか目にする機会がありません。住民の暮らしの中でより身近に情報に接することができるよう、品川区内の企業、駅、飲食店、ショッピングモールなど、より多様な場での啓発活動(リーフレットだけでなく、イベントなども)が必要かと思いました。人々の意識を変えるのは時間がかかると思いますが、「品川区はこう考えています、こういう活動を支援しています」という区の立場が、より多くの住民に届くようになると良いと思います。さらに、長期的な視点でのジェンダー平等推進の点では、次の世代の子供達への学校教育が大切だと思います。国内外の先進的な事例を参考に、包括的性教育の導入が進むことにも期待します。	条例の周知とともにジェンダー平等と性の多様性尊重への理解促進に向け、講座、フォーラム、啓発誌発行などさまざまな機会を通じ取り組みを行っています。啓発誌は、これまで関心がなかった方にも手にとりいただけるように内容の充実を図り、SNSを活用した情報発信により、幅広い世代の方が情報を取得できるよう取り組みを進めています。広報紙やHP、SNSを活用し、啓発目的に合わせた情報を組み合わせながら定期的に配信を行い、意識啓発の浸透に努めてまいります。 条例においては、教育関係者の役割として、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に向けた教育活動に努めることが求められておりますので、各学校においては、本条例の主旨を踏まえ、市民科を中心とした人権教育を推進してまいります。
1-2	2. 多文化共生活動の更なる充実に向けて 外国籍住民の増加する中、多文化共生の推進は重要な課題で、取り組み方針には強く賛同します。ただし、多文化共生講座や日本語講座、大使館との連携イベントが年数回という頻度では、十分とは言えないのではないかと思います。異なる文化や背景への理解を深めるためには、より日常的な接点が不可欠であり、単発的なイベント開催ではなかなか進まないと思います。従来型の公的施設でのイベントも有意義だと思いますが、参加者が多文化共生の意義を十分に理解している層に偏る傾向もあると考えられます。そこで、ショッピングモール、駅前マルシェ、地域のお祭りなど、より多くの人が集まる日常的な場所で、小規模なイベントを数多く実施することが有効ではないかと思います。 また、多文化共生を深める上では、文化理解に加え、歴史理解が重要な要素です。近年、国際情勢の緊張が報道され、インターネット上でのヘイトスピーチの増加が見られる中、表面的な文化交流だけでは、真の相互理解は難しいと思います。そこで、異なる文化や背景を持つ人々が、歴史認識を共有し、相互理解を深める場を増やすことが大切だと思います。	区では、国や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現をめざしてさまざまな取組を行っています。いただいたご意見は今後の施策検討の参考にさせていただきます。
2-3	品川区のウェルビーイングに関する政策のうち、主に(2)人 すこやか 共生 の部分について、ご意見・ご提案を差し上げます。 ① 区の交通安全について: 近年、高齢ドライバーが不意に引き起こした交通事故(アクセルとブレーキの踏み間違いなど)によって、他の命、中には幼い命が奪われるニュースが相次いでいます。すぐに大きな変化をもたらすことは難しいと存じますが、区として一定年齢以上の高齢者の免許返上を呼びかけ、事故に関する講座を区役所などで開くことで意識を高め、そして補償としてそれに伴い高齢者の方々への交通機関の利用補助(例: 高齢者専用のバスやタクシー利用券など)を出すと効果的かと思っています。	区では、高齢者交通安全PR新聞「お元気だより」を発行するなど、啓発活動を行っています。また、高齢者の交通安全講習や高齢者クラブの会合などさまざまな機会を捉え、警察と連携し直接的な周知を図っています。さらに、区のホームページにおいても、高齢者の交通事故の状況や運転免許証の自主返納、区における相談窓口について掲載しているところであります。交通機関の利用補助については、他区の状況を注視してまいります。

No.	ご意見	区の考え方
2-4	② 子育ての部分について:私も3ヶ月の乳幼児を育てているが、平日日中や児童センターのイベントなどは母親だけで、少数どころか父親がほとんど参加が見当たりません。この状態では数少ない参加しようと努力している父親のみなさんもそのうち継続しにくくなり、加えて母親がパートナー(子供の父親)に参加を促しにくい状況かと思います。そこで育児休暇を数ヶ月以上の長めの期間で取得することを奨励制度を交えながら推進していただくことで、子供および育児する両親のウェルビーイングに寄与すると思います。	児童センターでは、就学前の子どものいる父親・母親に向けて、親子で参加できる遊びや子育て講座、行事を開催しており、ブラレール遊びなど父親が参加しやすい行事で多くのお父さんとお子さんに参加いただいています。今後も引き続き、親育ち支援事業の周知・啓発、父親同士の交流の場の充実に努めてまいります。また、区内中小企業に対して、育児休業等の促進を目的として専門家を活用した社内就業規則の見直しに要する費用助成を行っております。こうした取組を通じて、引き続き仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりを推進してまいります。
2-5	③ 妊娠中、産後や育児の中で、男女ともに心が疲れ、かつ家庭内で円滑に夫婦が互いに話し合うことができない場面が多くあると思います。外部の専門会によりカウンセリングは1セッションあたり高額で利用しにくいです。区の方で子育てする夫婦のどちらか、もしくは夫婦のカウンセリング(その場合は託児所を用意するなど)を無料または定額で受けられる機会を増やしていただきたいです。	妊娠・出産・育児をされる家庭に対して保健センターにおいては保健師や妊産婦ネウボラ相談員(助産師)が個別相談に応じ、内容に応じた保健事業・専門機関の紹介や情報提供等の継続支援をしています。また、児童センター13館に子育てネウボラ相談員を配置し、子育て全般の相談事業を実施しています。相談員が事業に加わることで参加者が相談しやすい環境を作っております。加えて、令和7年度は夫婦双方の産前産後の子育ての悩み相談ができる「オンラインMy助産師事業」を実施予定です。今後も子育てに対する不安や悩みを少しでも解消できるようさまざまな手法を検討してまいります。
3-6	五点、提案等させていただきます。 第一は、「快適な交通環境の整備」について、P24体系図(3)安全あんしん持続 に入れるよりも、(1)地域にぎわい活力にぶら下げた方が、良いと思います。公共交通は主に、人のお出かけ・交流を促すものであるためです。	快適な交通環境の整備を推進することで、交通の円滑化が進むとともに、災害時の避難や緊急車両等の通行が確保されるなど市街地の防災性が向上することが見込まれることから、「安全 あんしん 持続」分野に位置づけています。
3-7	第二は、P68魅力ある水辺空間づくりです。水辺沿いの区道の無電柱化は、防災の観点だけでなく、魅力的な景観形成に大きく寄与すると思います。目黒川沿いは桜の名所であり、整備が遅れがちな区境に着目し、目黒区と連携して、太鼓橋・国道1号間などを、地中化することを提案します。その際、道路上に地上機器を置く余裕がないため、沿道マンションの管理組合に、必要性を丁寧に説明しながら、敷地内に地上機器を置く協力を求めることが肝要です。	区では「品川区無電柱化推進計画」に基づき、防災性の向上、安全・円滑な交通確保、景観形成等の観点から無電柱化整備を推進しています。ご要望についても今後の施策検討の参考にさせていただきます。今後も引き続き関係事業者と連携しながら無電柱化の推進に努めてまいります。
3-8	第三は、P188電柱のない道路づくりの推進です。広域避難場所に指定されている林試の森公園周辺の2路線は着手したばかりだと思いましたが、首都直下地震がいつ起きてもおかしくないため、整備のスピードアップをお願いします。また、改定したばかりの無電柱化計画には含まれていませんが、林試の森公園南門から、区境の道路に至るまでの区間も、私道かもしれませんが、都の支援制度を活用して、私道所有者を促し、無電柱化することは広域避難場所の機能確保には不可欠なことと考えます。	区では「品川区無電柱化推進計画」に基づき、防災性の向上、安全・円滑な交通確保、景観形成等の観点から無電柱化整備を推進しています。ご要望についても今後の施策検討の参考にさせていただきます。今後も引き続き関係事業者と連携しながら無電柱化の推進に努めてまいります。
3-9	第四は、P195在宅避難の推進についてです。防災用品の備蓄は重要であり、チェアの配布は大変ありがたいですが、それを活かすためにも、マンション管理組合の体制整備が重要です。管理組合(理事会)に、防災委員会の設置を促すことが不可欠であり、区におかれては、模範的な防災委員会の組織づくり、活動内容を示して頂くとともに、区職員もしくはマンション管理士がそれぞれの防災委員会に赴き、アドバイスする支援制度を構築していただきたいと思っています。	区では、マンション管理組合が防災活動に取り組めるよう「マンション管理組合・理事会向けマンション防災ガイドブック」を配布しています。また、区内のマンションを対象に講演や訓練等の防災活動をサポートするマンション防災アドバイザーの派遣事業を行っています。

No.	ご意見	区の考え方
3-10	第五は、P222五反田駅周辺地区の整備促進に関連して、既に開業しているMARCの南側、擁壁下の西五反田三丁目地区地区計画区画道路1号について、MARC側の擁壁をセットバックして歩道を広げて頂きたいと思います。荏原調節池側に拡張された歩道よりも、MARC擁壁側の歩道の方が、旧大日本印刷ビル(現パナソニック)の公開空地との連続性や、その先の横断歩道とのネットワークの観点から重要です。歩行者数は荏原調節池側と遜色なく現在1mにも満たない歩道でのすれ違いは大変です。	目黒MARC南側擁壁沿いのスペースは、事業者所有地となります。いただいたご意見は、歩行者ネットワークの考え方など今後の施策検討において参考にさせていただきます。
4-11	p42-43 パラスポーツ 障害者の健康のために、区立室内プールで障害者専用の枠を設けてほしい。現状では、有料のスイミング教室の団体が枠を多く取っており、障害者団体は取りにくくなっている。	区立学校温水プールでは、学校が利用しない時間帯を活用して、温水プールの一般開放や団体貸切を行っています。一般開放につきましては、現在、年齢や障害の有無を問わず、多くの区民の皆様に温水プールをご利用いただいています。また、団体貸切につきましては、区の事業等を除き、団体の種別を問わず一律に各温水プールの窓口で予約の開始を行っていますので、現状、特定の団体への優先貸出を行っているものではございません。今回いただいたご提案はご意見として承ります。
4-12	p52 「区内企業において、高齢者や障害者、女性、外国人など多様な人材が活躍しています」とあるが、区の法定雇用率は現在何%なのか。達成できているのか。できていないのであれば明記していただき、いつまでに達成するののかも記載していただきたい。	令和6年6月1日現在、区の障害者雇用率は2.35%になります。法定雇用率2.8%を下回っていますが、早期に達成できるよう引き続き障害者採用に取り組んでまいります。
4-13	p98-99 精神保健対策の充実 「入院者訪問支援事業」や精神障害者の地域移行についても記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、精神障害者の病状安定や社会参加の促進のため、医療機関や福祉関係機関等と連携し、包括的なアウトリーチ型支援としてメンタルチームサポート事業の実施による個別支援の充実を図るとともに、入院中の精神障害者の地域移行が円滑に進められるよう体制の充実を図ってまいります。
4-14	p163 「事業所連絡会参加事業所数」はどのサービスの事業所を想定しているのか。具体的に示していただきたい。	障害福祉サービスに係る相談支援事業所や通所事業所等を想定しています。
4-15	個別計画との関連性がわかりにくい。どの個別計画のどの部分に位置づいたものなのかを併記していただきたい。	個別計画は長期基本計画との整合を図りつつ、法令等に基づいて策定する各事業分野の計画です。実施計画は基本構想と長期基本計画が示す基本方針や政策に沿って、具体的な事務事業を年次計画により示したものです。実施計画事業は下記の基準に基づき選定しており、個別計画で示す一部事業も含まれています。 ＜実施計画事業選定の基準＞ ・長期基本計画の政策の柱ごとに設定した「10年後のめざす姿」の実現に向けて、計画的・重点的に実施すべき事業 ・長期基本計画に掲げる「未来につなぐ4つの視点」を踏まえ、将来を見据えて計画的・重点的に実施すべき事業 ・その他、必要性・緊急性・事業効果が高い事業のうち、計画的・重点的に実施すべき事業
4-16	p242 「品川区への愛着や誇りを持つ区民の割合」の現況令和6年度の数字が入っていないが、これでよいのか。	調査結果を記載します。

No.	ご意見	区の考え方
4-17	来年度予算のプレス発表で「生活介護延長受入れ運営費の助成」「『18歳の壁』対策により介護離職回避へ」が述べられていた。障害者の親が働き続けられるような取り組みがなされるのであれば、それについても記載していただきたい。	考え方を整理し、今後の取組の参考といたします。
4-18	品川区は東京都とは異なり、精神障害者を主とするグループホームに入居していないと施設借上費の対象にならない独自要綱になっている。知的障害者を主とするグループホームに入居していても施設借上費の対象としていただきたい。	当該要綱については東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に沿った内容であり、施設借上費は主たる対象が精神障害者として指定されているグループホームを対象とした助成である旨東京都に確認しています。精神障害者以外の方については、同要綱で家賃助成を別に規定し助成しているところです。